

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第13号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(21)～(27) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(21)～(27) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。